

東日本大震災による被災代替自動車の軽自動車税の非課税措置について

東日本大震災により滅失又は損壊した自動車(被災自動車)の代わりに、平成23年3月11日から令和2年3月31日の間に軽自動車等(代替自動車)を取得した場合、申請により代替自動車を取得した年度の翌年度軽自動車税が非課税となります。

※ 次のような場合は非課税措置の対象とはなりません。

- ・被災自動車と代替軽自動車の所有者が異なる場合
(所有者の方がお亡くなりになっている場合は、その相続人の方が取得した軽自動車のみ非課税の対象となります。)
 - ・被災自動車が営業用で代替自動車が自家用の場合
 - ・被災自動車が自家用で代替自動車が営業用の場合
 - ・被災自動車が普通車または軽自動車(三輪以上)で代替自動車が二輪車の場合
 - ・被災自動車が二輪車で代替自動車が普通車または軽自動車(三輪以上)の場合
 - ・被災自動車より代替自動車の台数が多い場合(被災自動車1台につき代替自動車1台が非課税の対象となります。)
- なお、被災自動車が小型特殊自動車の場合、非課税の対象となるのは代替自動車も小型特殊自動車の場合のみです。

申請方法

東松島市に軽自動車税の非課税申請が必要な方は、下記により申請してください。

1 必要書類

① 軽自動車税非課税申請書 (※印鑑が必要となります)

② 滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証する書類

普通自動車	抹消登録の済んでいる被災自動車の登録事項等証明書	備考欄に「被災車両」という記載があるもの ※記載がない場合は「被災証明書」 (車両番号の記載のあるもの)も必要です
軽自動車(三輪以上)	軽自動車検査ファイルから削除されたことが記載された被災自動車の検査記録事項等証明書	
二輪の小型自動車	抹消登録の済んでいる被災自動車の登録事項等証明書	
軽自動車(二輪)	被災自動車の軽自動車届出済証返済確認書	
原付・小型特殊	被災自動車の廃車証明書	

③ 代替取得した軽自動車の登録内容が確認できる書類

軽自動車(三輪以上) 二輪の小型自動車	代替自動車の自動車検査証
軽自動車(二輪)	代替自動車の軽自動車届出済証
原付・小型特殊	代替自動車の標識交付証明書

◎ 上記書類に加えて、下記事項に該当する場合は下記書類も追加が必要です。

○被災自動車の所有者が亡くなっている場合
① 戸籍謄本等(代替自動車の所有者が被災自動車の所有者の相続人であることがわかるもの) ※ 死亡者と相続人がともに東松島市内で同世帯であった場合は不要
② 相続による代替自動車取得の申立書
○被災自動車の所有者が消滅した法人の場合
① 登記事項証明書(消滅法人と合併法人、分割継承法人の関係がわかるもの)
○代理の方が申請する場合
① 委任状

2 申請場所 東松島市役所 税務課

※軽自動車税(市税)の非課税措置だけでなく、自動車重量税(国税)の特例還付及び免税措置、自動車取得税(県税)及び自動車税(県税)の非課税措置もあります。車や税金の種類により届出・申請場所や必要書類が異なりますので詳細については確認のうえ届出・申請してください。

東日本大震災による被災自動車及び代替自動車に係る各種税金の手続きについて

被災自動車の廃車（抹消登録）をする	
※ 自動車重量税(国税)が課税されている場合には、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付及び被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税措置があります。	・原付(125cc以下) ・小型特殊自動車(農耕用・その他) 東松島市役所 TEL0225-82-1111 税務課 内線1135・1136
※手続きの方法・必要書類等については、下記にお問合せください	
【被災車両に係る抹消登録、滅失・解体の届け出に伴う自動車重量税の還付申請について】	
・普通自動車・二輪の小型自動車(251cc以上) 東北運輸局宮城運輸支局 TEL050-5540-2011	
・軽自動車(三輪以上)・二輪(126cc～250cc) 宮城県軽自動車検査協会 TEL022-284-1368	
【自動車重量税の特例還付及び免税措置の内容の問合せについて】	
・石巻税務署 TEL0225-22-4151	

